平成２３年（フ）第９４２号
仙台市宮城野区岩切字畑中４番地の１　メゾンパルＤ―102
破産者　坂本　　淳
１　決定年月日　平成24年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３１号
山形県最上郡戸沢村大字古口3058番地
破産者　鈴木　孟子
１　決定年月日　平成24年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２３年（フ）第２５２号
埼玉県三郷市三郷１丁目１番地６ライオンズマンション三郷駅前1402号
破産者　久保田美恵子
１　決定年月日　平成24年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２５３号
埼玉県三郷市三郷１丁目１番地６ライオンズマンション三郷駅前1402号
破産者　久保田誠一
１　決定年月日　平成24年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４３１号
埼玉県草加市中根２丁目18番54号
破産者　柳沼　惣一
１　決定年月日　平成24年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第５５７号
埼玉県越谷市大字三野宮246番地１
破産者　坂巻　　勝
１　決定年月日　平成24年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４３３号
金沢市南新保町へ44番地１、従前の住所金沢市鞍月東１丁目32番地、従前々の住所石川県河北郡津幡町字北中条ナ１番地５
破産者　宮岸　浩子
１　決定年月日　平成24年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第４９０号
石川県白山市北安田町1728番地12、居所石川県白山市中宮温泉　にしやま旅館
破産者　本田　　薫（開始決定時の姓加古）
１　決定年月日　平成24年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第５２２号
山梨県甲府市池田１丁目12番７号　渡辺住宅６
破産者　井上十四子
１　決定年月日　平成24年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３１０号
山梨県南アルプス市西野3003番地１
破産者　鶴田　容子
１　決定年月日　平成24年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３５９号
山梨県甲府市住吉５丁目25番14号
破産者　土方　充男
１　決定年月日　平成24年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３６０号
山梨県甲府市住吉５丁目25番14号
破産者　土方多美子
１　決定年月日　平成24年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３８８号
山梨県甲府市山宮町1784番地８
破産者　上條　三男
１　決定年月日　平成24年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２２号
京都府舞鶴市京月東町４―24　堀江博方、住民票上の住所京都府舞鶴市字浜245・246番地
破産者　荒賀　　正
１　決定年月日　平成24年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２３年（フ）第２１号
京都府舞鶴市字引土246番地
破産者　進藤　啓一
１　決定年月日　平成24年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２３年（フ）第５８３号
兵庫県加古川市平荘町小畑35番地の２
破産者　南　　治彦
１　決定年月日　平成24年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４２号
広島県三次市十日市西４丁目８番15号
破産者　森宗　佳美
１　決定年月日　平成24年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２２年（フ）第２１０７号
福岡市南区清水２丁目20番５―504号、旧住所福岡市南区高宮３丁目19番５―603号
破産者　中川　龍二
１　決定年月日　平成24年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６１４号
福岡市東区三苫３丁目26番２号
破産者　今泉　嘉久
１　決定年月日　平成24年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７０３号
福岡市博多区中洲中島町３番15―1208号　リエトコート博多タワー
破産者　山田英秋こと　徐　　英秋
１　決定年月日　平成24年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部